

（表 3 - 1）

事前評価票

施策等名	アジア太平洋気候環境センタ ー業務体制の整備	担当課	気象庁気候・海洋気象部海務課
施策等の概要	<p>アジア太平洋地域の気候変動等の監視・予測等の情報発信に関する総合的なセンター機能を我が国（気象庁）に新たに整備し、これまでなし得なかったアジア太平洋地域を対象とした気候に関する長期予報等情報の提供を世界で初めて開始する。</p> <p>また、アジア太平洋地域における温室効果ガス等の観測データの収集・品質管理の充実、地球観測衛星データも合わせた解析技術の高度化、長期予報等情報の国内外の関係機関への提供、ハイレベル国際会議や専門家会合の開催等による気候・環境に係るセンター機能の充実とセンターから発信される情報の関係省庁での活用の促進等を図る。</p> <p style="text-align: right;">【予算要求額：284 百万円】</p>		
施策等の目的	我が国をはじめとしたアジア太平洋地域における気候変動等の的確な監視・予測情報の提供を行い、異常気象に伴う被害の軽減および地球環境の変化への的確な対応に資する。		
関連する政策目標	18) 災害による被害の軽減 22) 地球環境の保全		
関連する業績指標	-		
指標の目標値等	-		
施策等の必要性	<p>気象庁は、気候変動・地球環境の変化を監視・予測し、関係行政機関はもとより国民一人一人の災害対策、地球環境対策の促進に努めている。近年、世界各地のみならず我が国においても地球温暖化に起因すると見られる大雨・猛暑・干ばつ等の異常気象に伴う災害が頻発しているが、これらの的確な監視・予測情報を作成するためには、地球規模で高品質・高密度の観測データが必要であるものの、質・量ともに不十分である。このため、気候変動・地球環境変化の的確な監視・予測ができず、異常気象等への適切な対策が講じられていない。（＝目標と現状のGAP）</p> <p>これは、気候変動に係る観測には継続して長期間実施することが不可欠であるとともに、観測項目によっては高度な技術を必要とされるものの、地球規模で継続した高精度の観測が実施されていないことによる。（＝原因分析）</p> <p>異常気象に伴う被害の軽減および地球環境の保全のための地球的規模での高精度観測を推進するためには、世界気象機関（WMO）が全地球を6つに分けて広域ブロック毎に地域一体となった観測システムを強化するとの方針であることを踏まえて、我が国としては、アジア太平洋域全体の気候・環境の変動を把握することが、我が国の災害対策上必要である。さらに、我が国としては、この地域を対象として気候関連データの包括的な収集、長期予報等の情報提供を開始することを目指しており、あわせて、アジア各国の期待にも応えることになる。（＝課題の特定）</p> <p>具体的には、我が国にアジア太平洋域の気候環境センターを設置し、包括的に収集したデータに基づき、広域的な気候・地球環境の観測・監視能力の向上を図る。また、新たに地球観測衛星データ等の高度な解析を開始するとともに、地球温暖化等の地球環境の監視の充実、アジア太平洋地域における長期の気候予測（予測対象期間を1か月先から順次延長し、平</p>		

	成 17 年度には 6 か月先まで) を実現する。(= 施策の具体的内容)
社会的ニーズ	社会経済活動と人類の生存基盤に影響をもたらすおそれがある異常気象や気候変動・地球環境問題に適切に取り組むため、高精度・高分解能の監視・予測情報の提供が求められている。
行政の関与	関係諸国の気象機関と連携して、気象衛星をはじめとする気象観測データを伝送・集信し大型計算機により気候予測計算を行い、国内外に責任をもって情報を提供するものであり、行政の関与が必要である。
国の関与	世界気象機関（WMO）の国際的な枠組みのもと、国としてアジア太平洋諸国の気象機関と連携して行う必要がある。
施策等の効率性	アジア太平洋域における各国の技術水準およびその向上の速度を考慮すると、全ての国に同様に気候変動等の監視・予測を求めることは、同地域における迅速な監視・予測機能の確立の観点から現実的ではなく、世界気象機関（WMO）の枠組のもと、技術力等において先進国たる我が国がセンター機能を担うことが、異常気象等による我が国の防災への対策にも効率的である。
施策等の有効性	世界気象機関（WMO）の枠組みのもとで地域一体となった観測システムを構築することによって、地球規模の気候変動に関する観測データの収集・品質管理とそれらのデータを用いた高度な解析、コンピュータを用いた予測計算とその予測情報の提供を行う機能が確立され、異常気象等による我が国の災害軽減に資するものとなり、あわせて、アジア太平洋域における異常気象災害の軽減にも資する。
その他特記すべき事項	気象審議会第 21 号答申（平成 12 年 7 月）： アジア太平洋気候センター等の機能の構築により、 ・当該地域への季節予報プロダクトの作成・提供能力を拡充 ・観測・解析に関わる技術移転等を、計画的、組織的に実施 世界気象機関（WMO）第 53 回執行理事会（2001 年 6 月）： アジア太平洋地域については、日本が主導して気候変動等の監視・予測等の情報発信に関する総合センター機能を発揮することを期待。

事前評価票

施策等名	豪雨水害・土砂災害対策のための 気象情報の充実	担当課	気象庁予報部業務課
施策等の概要	<p>近年、短時間の局地的豪雨による水害・土砂災害が都市部等で頻発しており、これらの豪雨水害・土砂災害を防止・軽減するため、最新のITを活用して関係機関との大量の観測データ・情報の共有化等を推進するとともに、防災対策・危機管理対応に必要なエリア・タイミングを絞り込んだ雨量予測等を迅速・的確に提供する（15年度から提供開始）。さらに、このエリア・タイミングを絞り込んだ雨量予測により、新たに都道府県管理河川を対象とした洪水予報（洪水警報・洪水注意報・洪水情報の発表）の開始、対象河川の拡大等を実現する（14年度以降順次開始）。</p> <p style="text-align: right;">【予算要求額：1,499百万円】</p>		
施策等の目的	<p>豪雨、洪水等に関する雨量情報、洪水予報などの防災気象情報のさらなる強化を通じて、豪雨水害・土砂災害から国民の生命を守り、財産・生活に係る被害の軽減を図る。</p>		
関連する 政策目標	18) 災害による被害の軽減		
関連する 業績指標	-		
指標の目標 値等	-		
施策等の必要性	<p>気象庁では、警報等の防災気象情報を発表することにより、台風・前線に起因する集中豪雨等による災害の防止・軽減に努めてきている。河川の洪水についても、13年度には全国の国が管理する109水系のうち108水系192河川を対象に警報等の洪水予報を実施している。しかし、近年、都市機能に大きな影響を与える中小河川洪水・地下浸水、急傾斜地の土砂災害に代表される局地的豪雨水害等が頻発し、社会的・経済的被害が平成12年度においては約1兆2千億円（速報値）にも上るなど、甚大なものとなってきている。このような被害を軽減するためには、局地的豪雨による水害等を予測する気象情報の提供が必要であるが、十分な対策がとられてきていない。</p> <p style="text-align: right;">（＝目標と現状のGAP）</p> <p>局地的豪雨は急激に変化する現象であり、都市域の中小河川等には、局地的豪雨の降り始めから1・2時間程度で浸水等の被害が発生することが多い。これらの短時間のうちに局地的に発生する被害を回避できない原因として、「明け方までに県西部で大雨」等の表現にみられるように、現在の雨量解析・予測では、局地的豪雨の急激な変化に対応した時間間隔で雨量の実況把握や予測が行えないこと、豪雨の発生が予測されるエリアの特定・絞り込みが困難なことが挙げられる。（＝原因分析）</p> <p>このため、危険性が高まる時間・エリアを絞り込んだ高精度の雨量情報とこれに伴う洪水予報等を的確に提供できるようにする必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（＝課題の特定）</p>		

	<p>具体的には、IT 技術を活用して大量の気象観測データ・情報の高速交換・共有を可能とする気象庁・地方整備局等との間のネットワークを構築する。また、これらの情報をもとに、気象庁が開発するリアルタイム高精度雨量予測ソフトウェア等を用いて、雨量の実況・予測の発表間隔を現在の 1 時間から 30 分間隔に短縮するとともに、「1 時間後から 3 時間後にかけて県の市を中心に約 100 ミリ」のように危険性が高まる時間・エリアを絞り込んだ高精度の雨量情報等の提供を行うことができるようにする（15 年度開始）。また、これにより都道府県が管理する個々の河川を対象とした洪水予報の開始、国管理河川を対象とする洪水予報の精度向上を可能とする。これらは、県等の防災関係機関が豪雨・洪水に対する体制・対応を地域を特定しつつ迅速・タイムリーに措置することを可能とするなど、的確かつ効率的な防災活動の実施に貢献する。（＝施策の具体的内容）</p>
<p>社会的ニーズ</p>	<p>11 年の福岡県都市部の浸水害と広島県南部の土砂災害、12 年の東海豪雨等の災害が頻発。水害による 12 年の一般資産等被害額は、過去最大となり、都市域の地下浸水対策や洪水対策を含む総合的な水害対策等の早急な実施が必要である。</p>
<p>行政の関与</p>	<p>豪雨水害、土砂災害の防止・軽減のため行う警報・注意報等の提供に必要な雨量等の観測データの共有化や解析処理・予測の高度化の推進には、警報等の提供を行う行政の関与が必要である。</p>
<p>国の関与</p>	<p>災害対策法、気象業務法、水防法の趣旨を踏まえ、国が地方公共団体と連携して推進する必要がある。</p>